

第30号

# 年 報

2020年（令和2年度）版

富士市福祉こども部 こども療育センター



# 目 次

## 第1章 こども療育センターの概要

1 沿 革	1
2 施 設	1
3 組 織	3
4 分 掌 事 務	3

## 第2章 令和2年度活動状況

### 第1節 みはら園活動状況

1 施 設 運 営	4
2 通所支援運営状況	4
3 地域支援状況（地域の幼稚園・保育園との交流・連携）	12
4 保育所等訪問支援運営状況	13
5 居宅訪問型児童発達支援運営状況	13
6 感染症対策	13

### 第2節 療育相談室活動状況

1 運 営 目 標	14
2 事 業 内 容	14
3 受付から指導までの流れ	15
4 統 計 資 料	16
5 事 業 実 績	20

### 第3節 啓 発 事 業

1 講 演 会	33
2 講 座 ゼ ミ	33
3 基 礎 研 修	33
4 研修講師・助言者派遣	34
5 視察受け入れ状況	35
6 各種委員会等への出席状況	35

### 第4節 研 修

### 第5節 そ の 他

1 研修受入れ状況	37
2 学生実習受入れ状況	37

# 第1章 こども療育センターの概要

## 1 沿革

昭和39年	4月	心身障害児をもつ保護者と福祉事務所が一体となって、富士市立くすの木学園の空き部屋を利用し一日保育を開始
昭和49年	5月	心身障害児通園施設「そびな保育園」開園 定員 30名
昭和52年	4月	精神薄弱児通園施設「そびな学園」認可 定員 50名に増員
昭和62年	7月	富士市立総合育精施設（くすの木学園・ふじやま学園・そびな学園） 整備事業で検討を開始 検討の結果、通園部「みはら園」と「療育相談室」を併設し、 機能を充実させた「こども療育センター」として現在地に移転新築が決定
平成3年	4月	「こども療育センター」事業開始 みはら園の定員を60名に増員
平成10年	4月	制度改正により、みはら園が知的障害児通園施設となる
平成24年	4月	制度改正により、「児童発達支援センター」「相談支援事業所」となる 保育所等訪問支援事業・障害児相談支援・特定相談支援の指定を受ける
平成25年	4月	児童通所支援事業の指定を受ける
平成30年	4月	居宅訪問型児童発達支援の指定を受ける
令和2年	4月	併行通園・保育所等訪問支援事業を開始

## 2 施設

(1) 設置・運営 富士市

(2) 規模及び構造

敷地面積		3, 180. 41 m <sup>2</sup>
建築面積	1階	1, 034. 44 m <sup>2</sup>
	2階	687. 04 m <sup>2</sup>
<hr/>		
	計	1, 721. 48 m <sup>2</sup>
構造		鉄筋コンクリート造り2階建

(3) 設置事業所

富士市立こども療育センターみはら園（福祉型児童発達支援センター）  
富士市立こども療育センター（障害児相談支援・特定相談支援事業所）

(4) 建設費

(単位 千円)

建築費	491,964
用地費	158,749
造成費	16,836
備品	18,033
計	685,582

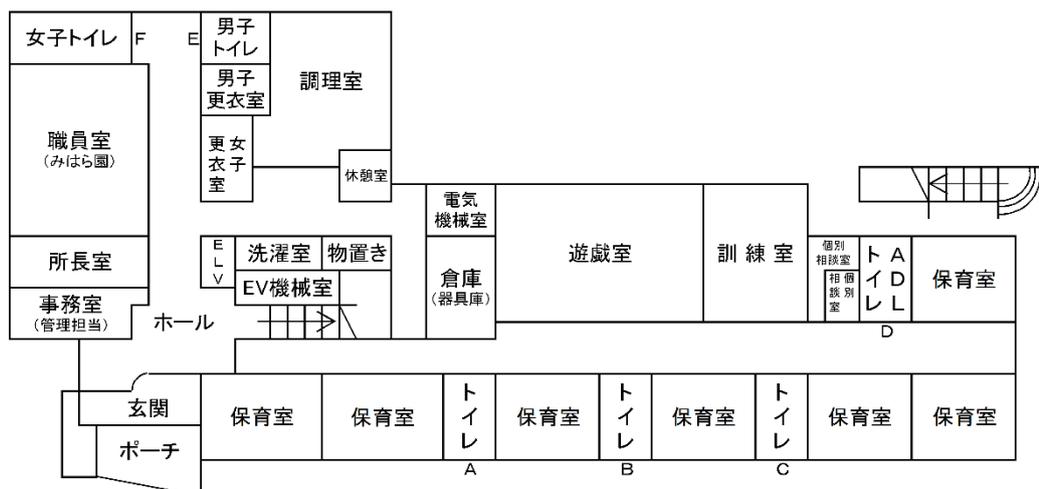
(5) 建設費財源

(単位 千円)

国庫補助金	69,126
県費補助金	34,562
市債	325,000
一般財源	256,894
計	685,582

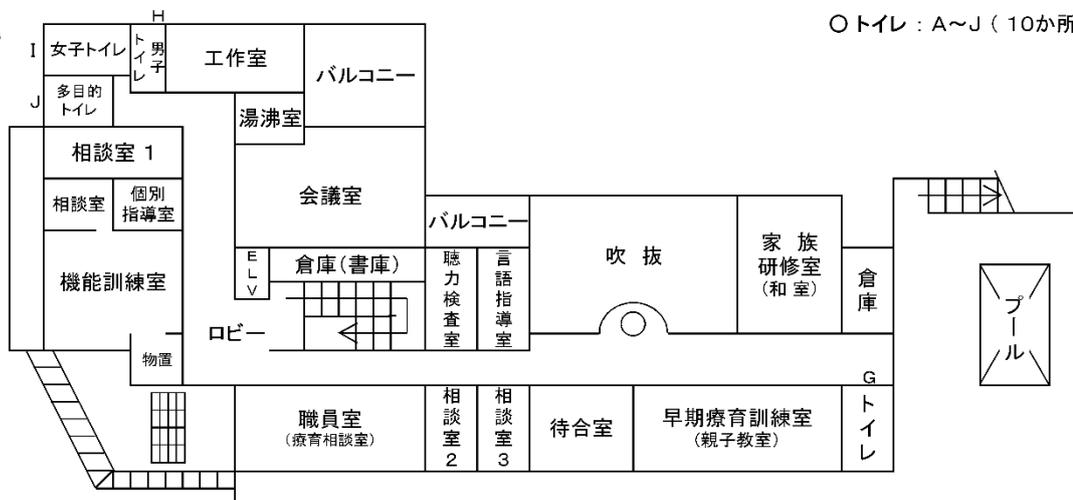
(6) 平面図

● 1階



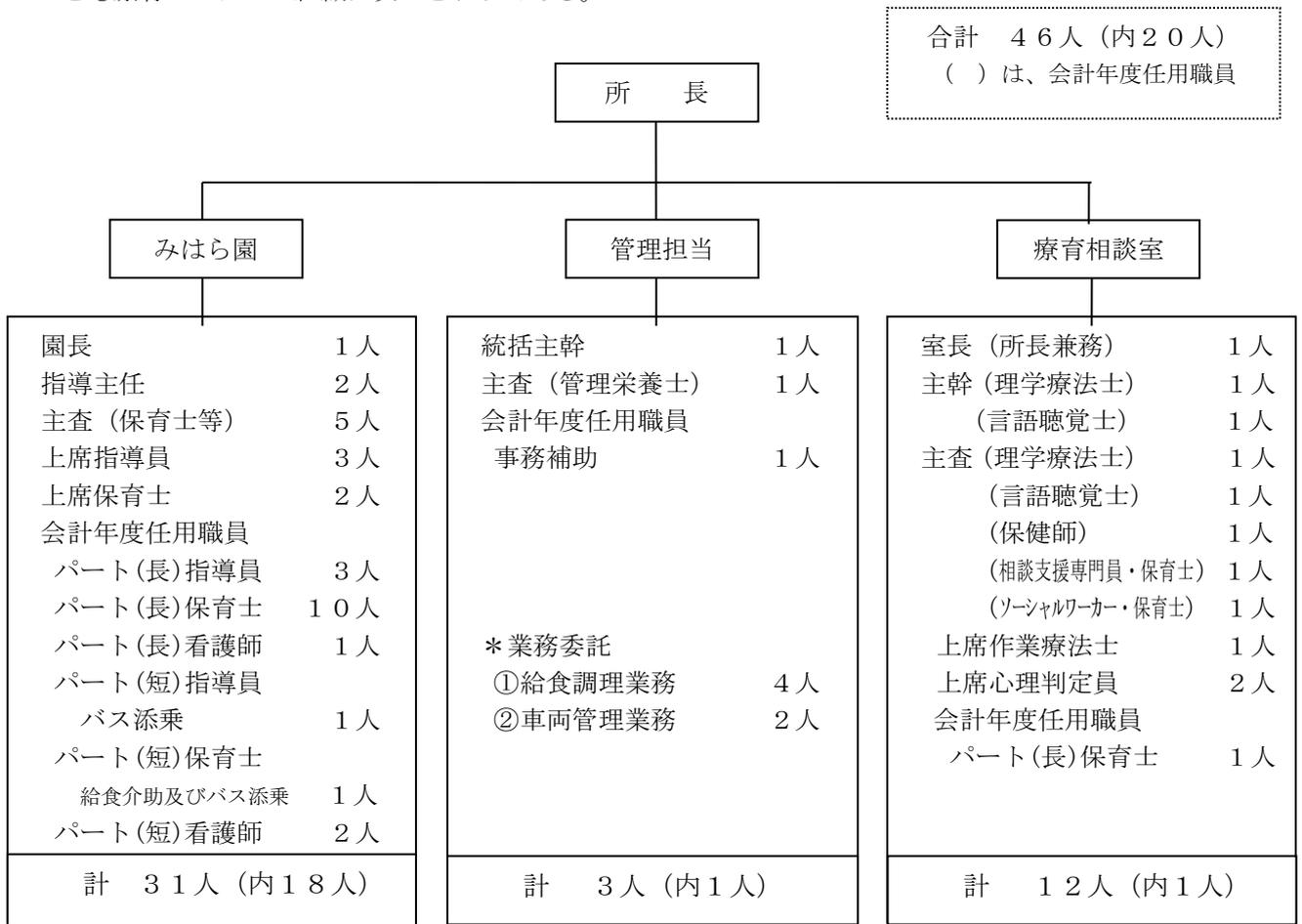
● 2階

○ トイレ：A～J (10か所)



### 3 組織

こども療育センターの組織は次のとおりである。



### 4 分掌事務

#### (1) 管理担当

- ① こども療育センターの施設機能を保持するため、施設及び設備を適切に維持管理すること。
- ② 「食」への認識向上及びみはら園児個々に適した食事を確保するため、給食を提供すること。
- ③ 保護者の負担軽減及び利便性を図るため、園児用送迎バスの運行管理を行うこと。

#### (2) みはら園

- ① 個々の障害の軽減及び家庭生活での負担の軽減を図るため、障害児療育事業を行うこと。
- ② 障害及び障害児への理解を深めるため、保護者及び職員への啓発を行うこと。
- ③ 障害児を持つ家族の社会的活動を可能にするため、生活支援を行うこと。
- ④ 障害児が地域での社会生活を営みやすくするため、関係機関との連絡調整を行うこと。

#### (3) 療育相談室

- ① 障害を早期に発見し、適切な療育に繋げるため、早期療育事業を行うこと。
- ② 子どもの成長期に関する発達状況等の不安軽減を図るため、発達相談事業を行うこと。
- ③ 関係機関職員が障害を理解し、適切な療育をするため、啓発活動を行うこと。

## 第2章 令和2年度 活動状況

### 第1節 みはら園活動状況

#### 1 施設運営

##### (1) 運営目標

児童福祉法に基づく児童発達支援センターであり、心身に障害のある就学前の児童を受け入れ、個々の状態に応じた療育を実施し、家庭との相互協力のもとに、心身の発達を促していくことを目的とする。また障害のある子どもの地域社会への参加・包括を促進するため関係機関との連携を進め、地域支援を行う。

##### (2) 運営方針

日常生活における基本的な生活習慣を身につけ、集団生活に適応することができるよう支援する。また、養育の主体である保護者の不安の軽減や解消を図るとともに、保護者や地域社会が障害に対する正しい認識をもち、子どもとの関わりに見通しがもてるよう支援する。

##### (3) 運営事業

- ① 通所支援(毎日通園・併行通園)
- ② 保育所等訪問支援
- ③ 居宅訪問型児童発達支援

#### 2 通所支援運営状況

##### (1) 支援内容

個別支援計画に基づき、児童及び保護者に対し必要に応じて次の支援を行う。

- ① 児童に提供する支援
  - A) 身辺自立への支援（食事・排泄・着脱等）
  - B) 母子関係を基盤とした人との関係づくり
  - C) コミュニケーション能力の発達支援
  - D) 集団生活への適応支援
  - E) 健康な体づくり
  - F) 給食の提供
  - G) その他園長が必要と認めた事柄
- ② 保護者に提供する支援
  - A) 面談での聴き取りと助言
  - B) 療育等に関する学習会の開催
  - C) 保護者参加の行事の実施
  - D) その他園長が必要と認めた事柄

##### (2) 対象児

富士市に在住する、おおむね3歳から就学前の発達に遅れやつまずきをもつ子ども。保護者が児童通所サービス受給者証を取得し、みはら園と利用契約を結んだ子ども。

(3) 在籍児の状況

表1 月別在籍児数及び入退園の状況 (単位：人)

月	在籍数	入 園	退 園	入 退 園 理 由
4月	60	23	0	(前年度からの継続37) 併行通園児1
5月	60	0	0	
6月	60	0	0	
7月	60	0	0	
8月	60	0	0	
9月	60	0	0	
10月	60	0	0	
11月	60	0	0	
12月	61	1	0	併行通園児1
1月	61	0	0	
2月	61	0	0	
3月	61	0	23	特別支援学校14、特別支援学級4 公立幼稚園1、公立保育園4
合 計	724	24	23	

表2 性別・年齢別利用児数 (年度末現在) (単位：人)

性別 \ 年齢	3歳児 (年少)	4歳児 (年中)	5歳児 (年長)	合計
男	11 (11)	21 (5)	13 (1)	45 (17)
女	4 (4)	7 (3)	5 (1)	16 (8)
合 計	15 (15)	28 (8)	18 (2)	61 (25)

表中の ( ) 内は新入園児

表3 障害の状態及び程度 (単位：人)

診 断 \ 程 度	合 計	備 考
知 的 障 害	36	他の発達障害等が疑われるが診断されていない子どもを含む
知的障害＋自閉症	14	
知的障害＋肢体不自由	11	
合 計	61	

(4) 療育内容

① 日課

8:30	全体朝礼・みはら園打ち合わせ		
40	マイクロバス発車		
9:00	クラス別打合せ・個別面談・受け入れ準備（園庭・保育室環境設定）		
10:00	登園	健康チェック 朝の支度	身辺自立への援助（排泄・着脱・身の回りの整理）
	自由遊び	室内遊び・戸外遊び	個々で遊びを見つけ展開していく
	課題遊び	クラス活動 個別・クラス交流 集団遊び 朝の会 等	遊びや経験場面を提供し、環境を整え、個々の発達を促す
12:00	昼食	食事・歯磨き 片付け	個々の食事支援等のねらいに添って、具体的支援を行う
	自由遊び 課題遊び	室内遊び・戸外遊び クラス活動・クラス交流	個々の発達に合わせ、クラス交流や合同保育を行う
14:00	おやつ		
	降園準備	帰りの支度 帰りの会	
14:25	降園		

- \* OT・PT・ST・心理判定員による評価・訓練を必要に応じ実施。
- \* 摂食に問題のある子どもは、必要に応じて専門スタッフが昼食時間に個別に状況を把握。
- \* 月に1回看護師による身体測定を実施。

② 支援形態

発達の遅れ、つまずきの内容、状況を考慮しクラスを編成した。異年齢にわたる縦割り構成を基準に7クラスで運営した。

また、療育にあたっては、医師の医学的診断、各専門スタッフの心理・発達評価、運動機能評価の結果に基づき総合的にアプローチし、個別支援計画を作成して支援した。

③ 通園方法

利用の対象が市内全域であり、障害程度や家庭状況も様々であるため、子どもの安全面を第一に保護者と協議して通園方法を以下のように決定した。

保護者送迎による通園

- ・ 園から近距離に在住で子どもの送迎が可能な家庭
- ・ てんかん発作が起こりやすい子ども
- ・ 座位が保てない子ども
- ・ 感染予防に配慮したい場合

送迎バス（マイクロバス2台）による通園

- ・ 市内を2コースに分け、送迎を実施してきた。両コースの平均走行距離は1周約2.5km、平均所要時間は約1時間20分であった。
- ・ バスへの添乗については、各バスに朝は職員1名、帰りは添乗職員1名を配置した。

④ クラス編成及び活動内容

※新型コロナウイルス感染予防を配慮して例年とは異なった方法で療育を実施した

クラス編成	活 動 内 容
<p>こぐま (職員 4 名 内看護師 2 名)</p> <p>5 歳児 2 名 4 歳児 3 名 3 歳児 1 名</p>	<p>知的障害に身体的機能障害を重複した子どもが対象であり、様々な障害が重複した重症心身障害児から、介助歩行が出来る子どもまで、障害の種類は多岐にわたった。</p> <p>経管栄養などの医療的ケアや基礎疾患のある子どももいたため、日常の健康管理と安全面での配慮等を看護師と連携して療育を行なった。</p> <p>また、一人一人の生活を充実させるため、身体機能や基本的な生活習慣の促進、歩行や姿勢保持ができるような日常生活用具や補装具の工夫、介助方法の工夫など、専門スタッフと連携し、実施した。</p> <p>保護者には子どもと向き合うことの重要性や、園と家庭が連携して子どもの療育に取り組むことの大切さを、面談や懇談会を通じて伝えてきた。</p> <p>★ クラスでの活動：体を動かす揺らしあそびや運動あそび、新聞紙・京花・布などの素材に触れる感触あそび、暗い部屋での光・音あそびなど、五感を刺激し、子どもの反応や要求を引き出す遊びに取り組んできた。</p> <p>★ 個別指導：子どもの状態により PT・OT による機能訓練、ST による摂食指導、担任保育士による個別指導など個々に応じた指導を行った。</p> <p>★ 親子水中教室：親子で一緒に水の中で触れ合いながら浮力を利用し、陸上では味わえない心地よい全身運動を経験することをねらいとし、5 月～10 月に計 9 回実施した。</p>
<p>ぺんぎん(職員 4 名)</p> <p>5 歳児 1 名 4 歳児 4 名 3 歳児 3 名</p> <p>うさぎ(職員 4 名内看護師 1 名)</p> <p>5 歳児 3 名 4 歳児 5 名 3 歳児 2 名</p> <p>りす (職員 3 名)</p> <p>5 歳児 2 名 4 歳児 4 名 3 歳児 3 名</p> <p>ぱんだ (職員 3 名)</p> <p>5 歳児 4 名 4 歳児 3 名 3 歳児 2 名</p> <p>きりん (職員 3 名)</p> <p>5 歳児 3 名 4 歳児 4 名 3 歳児 2 名</p> <p>ぞう (職員 4 名)</p> <p>5 歳児 3 名 4 歳児 5 名 3 歳児 2 名</p>	<p>障害の特性や能力の多様性を考慮し、各年齢にわたり互いに刺激し合うよう、また、外国籍、要支援家庭などにも配慮し編成された縦割りクラスを生活の基礎集団とした。</p> <p>基本的な生活習慣の獲得や、運動・言語面の発達、大人や子ども同士の関係を育てながら集団生活を促していくことを目標に、日課の繰り返しの中で、個々の発達のステップに合わせた対応をしてきた。</p> <p>また、それぞれの発達段階に応じた小集団活動が必要な子どもについては、クラスの枠をはずして実施した。前期は、全園児対象に 2 クラスずつのクラス交流を行った。内容としては、散歩活動・運動あそび・ボディイメージ・リズム運動など子どもの歩行力や運動能力に合わせた活動や、人とのやりとりあそび・ふれあいあそび、感触あそびなど各グループやクラス間のねらいのもとに取り組んだ。後期は、既存のグループから、さらに、小集団でルールのある遊びや、机上でのゲームを取り入れた活動を行うグループを展開させた。</p> <p>その他、集団での療育では補いきれない部分については、個別にプログラムを立て、個別指導にも取り組んできた。</p> <p>なお、職員間で各クラスの療育内容や子どもの様子について、綿密に情報交換を行い、共通認識をもつための会議を月 2 回開催した。また、療育技術を高めるための研修なども月 1 回開催した。</p> <p>保護者には子どもと向き合うことの重要性や、園と家庭が連携して子どもの療育に取り組むことの大切さを、面談や保育参加、懇談会を通じて伝えてきた。</p>

(5) 保護者支援

①全園児保護者を対象としたとりくみ

項 目	内 容																							
家 庭 訪 問	家庭環境や家庭での子どもの様子を把握して、日々のみはら園での療育を家庭生活に生かしていく支援を行った。今年度は感染予防のため2回のみ実施。																							
ファミリーデー	クラス毎に月1回程度実施。クラスでの集団活動に保護者が参加し、遊びの糸口や関わり方を学びあう場とし、実際に学んだことを家庭生活につなげていった。																							
ク ラ ス 懇 談	必要に応じて随時行った。担任を中心に実施し、保護者同士で子育ての悩みや経験を話し合い、クラスの運営方針を伝えるなど、保護者との共通理解を深め、保護者間の関係作りの場とした。																							
個 別 面 談	全園児の保護者と毎月1回1時間を基本として個別面談を行った。個々の発達状態を保護者と確認し、細部にわたる具体的支援の方法について話し合い、保護者との共通理解を図っていった。また、家庭における悩み等の相談にも応じ、保護者への支援を行った。年2回(8～9月・3月)の園長・主任との面談では、個別支援計画の説明と共に園への要望を聞きとり、改善につなげていった。年間で、延べ581回の面談を実施した。																							
保 育 参 観	保護者に子どもの姿をじっくり観察してもらい客観的に参観することで、子どもとの関わり方について具体的支援を行った。個々に応じて随時(最低月1回)行った。																							
保 育 参 加	療育と一緒に参加して、主に母親と子どもの関係を深められるように具体的支援を行った。個々に応じて随時実施した。また、年に1回は父親とも面談をもつようにし、療育への参加も促してきた。																							
連 絡 帳	園での子どもの状態・支援内容を伝達し、家庭での様子を把握するために使用し、日々やり取りをしている。																							
な ら し 療 育	新入園児が集団生活に慣れるために、親子通園を行い保護者が療育の基本を理解し子どもと向き合う大切さを学ぶ場としていたが、感染症拡大のため実施せず。																							
家 族 参 観	年2回実施を計画していたが、感染症拡大のため2月に半数ずつに分けて2週にわたり実施した。 クラス保育に参加し、子どもの状態を理解し母親と一緒に子育てをしていく大切さなど、父親の役割を学ぶことや父親同士の交流を目的として実施した。																							
保護者 グループワーク	保護者が子どもの特性や関わり方を学び、日々の養育に生かすための場として、また、保護者同士で楽しく交流を深める場として、保護者グループワークという名称で研修を実施した。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">実施日</th> <th>保護者グループワークのテーマ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>7月 2日</td> <td>簡単クッキング講座～忙しい日の朝ごはんを作ろう～</td> </tr> <tr> <td>7月29日</td> <td>就学後の福祉サービスの利用～セルフプランって何?～</td> </tr> <tr> <td>8月26日</td> <td>福祉サービスについて</td> </tr> <tr> <td>9月10日</td> <td>みはら園の生活で育つことばの力</td> </tr> <tr> <td>10月9日・16日</td> <td>座談会</td> </tr> <tr> <td>11月27日</td> <td rowspan="2">食育講座～こどもの描いたお弁当を盛り付けてみよう～</td> </tr> <tr> <td>12月 2日</td> </tr> <tr> <td>12月 9日</td> <td>こどもの行動を理解するために ～こどもの困難さ、辛さを理解しよう～</td> </tr> <tr> <td>11月～1月 計5回</td> <td>知りたい!こどもの気持ち～体験講座～</td> </tr> <tr> <td>1月14日</td> <td>特別支援学校の生活について</td> </tr> <tr> <td>2月17日</td> <td>就学について</td> </tr> </tbody> </table>	実施日	保護者グループワークのテーマ	7月 2日	簡単クッキング講座～忙しい日の朝ごはんを作ろう～	7月29日	就学後の福祉サービスの利用～セルフプランって何?～	8月26日	福祉サービスについて	9月10日	みはら園の生活で育つことばの力	10月9日・16日	座談会	11月27日	食育講座～こどもの描いたお弁当を盛り付けてみよう～	12月 2日	12月 9日	こどもの行動を理解するために ～こどもの困難さ、辛さを理解しよう～	11月～1月 計5回	知りたい!こどもの気持ち～体験講座～	1月14日	特別支援学校の生活について	2月17日	就学について
実施日	保護者グループワークのテーマ																							
7月 2日	簡単クッキング講座～忙しい日の朝ごはんを作ろう～																							
7月29日	就学後の福祉サービスの利用～セルフプランって何?～																							
8月26日	福祉サービスについて																							
9月10日	みはら園の生活で育つことばの力																							
10月9日・16日	座談会																							
11月27日	食育講座～こどもの描いたお弁当を盛り付けてみよう～																							
12月 2日																								
12月 9日	こどもの行動を理解するために ～こどもの困難さ、辛さを理解しよう～																							
11月～1月 計5回	知りたい!こどもの気持ち～体験講座～																							
1月14日	特別支援学校の生活について																							
2月17日	就学について																							

②サポート保育

みはら園児の家族（家庭）支援や保護者の就労支援等を目的に、通常の療育時間前後にサポート保育を行った。また夏・冬・春の各休み期間中に一部の日を除き、保育（基本的な時間は9時～16時）を実施した。

今年度の実績は、延べ人数で3,134人（昨年度は3,574人）、実施日数は213日（昨年度は220日）であった。申請理由は「仕事のため」が最も多く3,061人だった。また、「その他」の6人は保護者のレスパイト目的がほとんどであった。

サポート保育の回数と内訳

項目		春休み 年度頭 年度末	4月～9月	夏休み	10月～3月	冬休み	合計
療育前(人)			640		771		1411
療育後(人)			715		980		1695
合計(人)		14	1355	11	1751	3	3134
理由 別人 数 (人)	仕事	14	1352	11	1681	3	3061
	兄弟行事				16		16
	家族通院				54		54
	冠婚葬祭				0		0
	その他		3		3		6

③要支援家庭への対応

- A) 日常生活支援（清潔の保持、健康管理、持ち物の用意など）
- B) 家庭を訪問しての面談の実施
- C) 緊急時の公用車による自宅への送迎
- D) 関係機関との連携（児童相談所、医療機関、学校、保育園、幼稚園、こども家庭課、障害福祉課、地域保健課等との会議、情報交換、引継ぎ等）・・・8家庭、のべ14回

(6) 併行通園

何らかの発達上のつまずきや偏りのある子どもが、地域のこども園・幼稚園・保育園に通いながら週のうち1日みはら園に通園し、大きな集団では獲得しにくい身近自立の支援や、集団参加の力を育て安定して園生活を送れるように療育を行った。保護者には面談や学習会の案内就学に向けての支援も実施した。また利用児が在籍している幼稚園を訪問し、支援の内容や方法などについて情報交換を行った。

今年度の利用は2名だった。

(7) 訪問支援

みはら園在園の通所困難児に対して家庭訪問による発達支援、保護者支援を児童発達支援センター専任ソーシャルワーカーが実施した。また就学に向けて関係機関と連携し、支援も実施した。

今年度の利用は1名で、支援実施回数は23回だった

(8) 給食

① 給食・食事支援

- A) 健康な体づくりのため、幼児期に必要な栄養基準で、給食を楽しみにできるような献立作成を行った。
- B) 食行動におけるこだわりや偏食に対応した食に関わる支援を行った。
- C) 摂食嚥下障害に対応した食事形態と個々に応じた自助具に関する支援を行った。
- D) 食物アレルギーの発症予防や安全な給食提供のため、調理手配表の作成や日々の衛生管理の徹底に努めた。

② 給食の提供

- A) 感染症拡大防止の為6月より「新しい生活様式」を取り入れ、普通食と特別食の完全給食を実施した。
- B) 園で提供する食事形態を「普通食、移行食、やわらか食、マッシュ食、ペースト食（今年度対象なし）」の5段階に分類し、個々の摂食嚥下機能に合わせた形態で給食を提供した。
- C) 偏食対応として献立変更と調理の工夫を行い、盛り付けの配慮、主食の変更等を行った。
- D) 食物アレルギー対応個人別食事連絡票による確認を行い、関係職員全員で誤食防止に努めた。
- F) 普通食、やわらか食、食物アレルギー食それぞれの献立たよりを発行した。

③ 給食試食会・食育講座

給食への理解を求め、食生活に活用できる栄養情報を発信するため、保護者対象に給食試食会を1回、食育講座「忙しい日の朝ごはんを作ろう」を2回、感染症予防対策を徹底した上で実施した。

④ 実施状況

A) 給食提供推移（園児）

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
提供日数(日)	223	225	220	217	193
給食提供数(食)	9,828	9,649	10,006	10,494	9,381
平均(食/日)	44	43	46	4849	

※令和2年4月、5月は感染症拡大による登園自粛に伴い、ほとんど給食の提供がなかった。

B) 特別食の対応

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
ペースト・マッシュ食(食)	3	2	3	2	1
やわらか食(食)	5	5	6	7→6	3
移行食(食)					5→3
アレルギー食(食)	4	2	1	2	6→4

(9) 年間行事

※新型コロナウイルス感染予防を配慮して例年とは異なった方法で実施

月	行 事 名	定例の行事・会議等
4月	入園式 ※保護者は新入園児のみ参加	定例行事 避難訓練 (毎月1回)
8月	夏休み (7日～18日)	諸会議 職員会議 (毎月1回・随時) 指導係会議 (毎月1回・随時) クラス全体会議 (毎月1回・随時) クラスカンファレンス (毎週1回・随時) クラスリーダー会議 (毎月1回・随時) サービス担当者会議 (随時) 給食会議 (毎月1回)
9月	総合防災訓練 (保護者引渡し訓練実施) バス遠足 ※感染予防に努め、バスの定員半数の乗車人数で実施	職員研修 (毎月1回) 関係スタッフ会議・親子教室会議 (随時) 運営会議 (随時) ケース会議 (随時)
10月	こどもうんどうかい ※保護者は園児1名につき1名に制限	健康管理 内科検診・眼科・耳鼻科・歯科検診 (年1回) 尿検査 (年1回) 身体測定 (月1回) ブラッシング教室 (年長児・年1回)
11月	こどもまつり ※午前・午後の2部制にして保護者は園児1名につき1名に制限し、飲食は無しとした	
12月	冬休み (25日～1月4日)	
2月	家族参観日 ※2週に分け1クラスの人数を半数にして実施	
3月	卒園式 ※卒園児のみの出席で保護者は園児1名につき2名に制限 春休み (30日～4月7日)	

(10) 苦情解決制度

苦情解決のために第三者委員2名を委嘱し、園では指導主任が苦情受付担当者となり対応した。令和2年度の苦情件数は1件だった。

なお、新入園児の保護者には、入園説明会の場で文書を配布し制度について説明を行った。

(11) サービス評価

12月に事業所内サービス自己評価、2月に保護者からのサービス評価を実施し、その結果に基づいて業務の改善や新規のとりくみを実施した。また、その結果や対応について保護者におたよりを配布及び園内掲示すると共に、サービス自己評価の結果については富士市のホームページ上で公表もしている。

(12) 保護者会活動

保護者の活動として、会長1名、副会長2名、会計1名、育成会3名、各クラスから理事1名(7クラス計7名)を選出し、会を運営した。園行事への協力、保護者同士の懇親会、機関誌「さんりんしゃ」の発行、「富士市手をつなぐ育成会」への参加等の活動を行った。会の運営について園からも協力し、指導主任が実務支援を行った。

月	活 動 内 容
6月	保護者総会（年間活動計画(案)及び予算(案)審議）感染予防対策のため書面議決
10月	こどもうんどうかい参加賞提供
11月	学校見学（富士特別支援学校）
12月	クリスマスプレゼント提供
2月	サポートファイル研修会（育成会） 保護者新年度役員選出
3月	機関誌「さんりんしゃ」発行

\*理事会、役員会は概ね2ヶ月～3ヶ月に1回程度実施

### 3 地域支援状況（地域の幼稚園・保育園等との交流・連携）

今年度より児童発達支援センターの機能強化のため、専任のソーシャルワーカーを1名配置し、地域社会への参加・包括の促進と円滑な連携を図った。また、連絡会への参加や保育園職員の体験研修を実施した。

#### (1) 親子参加保育

保護者の付き添いのもとに、週1回、朝の1時間程度、公私立保育園・公立こども園・公私立幼稚園の自由遊びを中心に園児の交流の場を設けた。実施園については、保護者の希望により調整をした。本年度は13組の親子が11園で参加した。クラス担任が参加保育の様子を各園に訪問し、観察した。

#### (2) 公立保育園障害児保育連絡会

公立保育園園長及び市保育幼稚園課と年2回連絡会を行い、障害児保育についての意見交換をした。

#### (3) 公立保育園交流保育

今年度は、新型コロナウイルス流行の関係で、交流対象園を広見保育園のみとし、保育園年長児がみはら園に遊びに来るという形で実施した。保育園児との交流を通して互いに意識し合い、遊びの中で楽しみながら成長しあうようクラス内での保育とした。実施にあたっては、担当職員同士で事前打合せを行うとともに、みはら園職員が保育園に出向き、年長児にみはら園の様子について説明し、交流保育への期待をもてるようにした。

保育園児には様々な子どもがいることの理解につながり、みはら園児には保育園・幼稚園児と遊ぶ中で自然な触れ合いが生まれ、他児への関心や模倣につながった。

実 施 日	実 施 保 育 園	保育園園児数（年長児）
令和2年 11月26日	広 見 保 育 園	18

#### (4) 公立保育園保育士体験研修

みはら園のクラス療育を体験し、障害に関する理解を深め日々の実践に役立ててもらうため公立保育園の保育士の体験研修を実施した。

対 象	人数	研修日数
富士市立保育園保育士（主に加配担当）	5	9月～10月の2日間

(5) 一般園移行児、就学児へのフォロー

就学や転園にあたって、子どもが学校や園での生活をスムーズにスタートできるように引継ぎを実施した。

また、みはら園から地域の幼稚園・保育園などに移行した子どもが、楽しく園生活を送り、適切な支援を受けられるように園訪問を実施した。移行後の支援について保護者と面談も実施した。

内 容		実施回数	対象人数
園移行児フォロー	幼稚園・保育園訪問	9	6
	保護者面談	5	5
就学児フォロー	引継ぎ	18	18

就学児の引継ぎについて：支援学級のうち2名については令和3年度になってから実施

4 保育所等訪問支援運営状況

今年度より、通所支援の併行通園児の地域支援の観点から、児童発達支援センター専任のソーシャルワーカーが保育所等訪問支援事業を実施した。

併行通園児のみはら園への通所支援は週1回であり、それ以外は保育所等の地域での生活が主となる。そのため、保育所等の集団生活を送る施設での集団適応を支援するため、園への訪問支援や面談等の保護者支援を行った。

内容	実施回数	対象人数
園訪問	2	1
保護者面談	4	1

5 居宅訪問型児童発達支援運営状況

新型コロナウイルス感染の影響もあり、対象児がおらず実施しなかった。

6 感染症対策

今年度は新型コロナウイルス感染拡大により、下記のように様々な感染予防対策を実施した上で運営にあたった。

- ・感染症対策委員会の開催（年間16回）  
所長を委員長、保健師や各部の責任者を構成員とし、周囲の感染状況や対応を確認し、センター全体のとりくみやみはら園の行事や療育を継続するための対応について協議した。
- ・緊急事態宣言発出に伴う登園自粛の実施  
市内幼保園の登園自粛と連動し、4月11日～5月29日を登園自粛期間とした。その間は全員週に2回保護者に電話連絡をして、子どもや家庭の状況把握と相談に応じた。また家庭保育が困難な場合にはサポート保育を全日実施した。電話連絡計542回、サポート保育6人延べ89日実施。
- ・分散登園の実施  
登園自粛中に、登園の再開に向けて時間や人数に様々な工夫をし、分散登園を実施した。
- ・感染予防に配慮した保育  
できる限り三密を避け、体調不良時の利用自粛の要請、手指や保育環境・教材の消毒の徹底、常時換気の実行、行動履歴の記録、配慮した給食提供、配慮した行事の実施、職員の健康管理等

## 第2節 療育相談室活動状況

### 1 運営目標

- (1) 市内に在住する就学前の乳幼児を対象（一部学齢児含む）に、発達上の様々な問題についての相談に応じ、療育につなげる。
- (2) 医療、保健、福祉、教育等の関係機関と綿密な連携を図りながら、療育をすすめる。
- (3) 関係機関職員や家族に対する研修会を実施し、障害を持つ子どもに対する理解を深める。

### 2 事業内容

発達に問題を持つ就学前の乳幼児を対象（一部学齢児含む）に、下記の事業を行っている。

#### (1) 相談・面接

面接や発達検査等を通じ、子どもの状況を把握しながら、保護者から寄せられる発達上の様々な相談に応じている。医療機関や関係機関の紹介、就園や就学に関する情報提供や助言も行っている。

やむを得ない事情で、平日に来所が困難な相談者に対しては土曜日に、また、家庭の事情でこども療育センターへの来所が困難な相談者に対しては、フィランセや子どもの所属する幼稚園・保育園など、利用者のより身近な場所にスタッフが出向き、相談業務を行っている。

令和2年度実績	土曜相談：	開所日数	2日	利用者数	2人
	出張相談：	実施回数	37回	利用者数	19人

#### (2) 個別指導・訓練

子どもの発達状況に応じ、各スタッフによる個別指導・訓練を行っている。子どもの状況によって、複数のスタッフによる指導・訓練を行う場合もある。

#### (3) 親子教室（グループ活動）

子どもの年齢や発達状況に応じ、いくつかのグループを編成し、保育士に加え、複数のスタッフが入り込む形で、親子教室（グループ活動）を行っている。親子遊びを中心に、子どもの発達を促すとともに、保護者が子どもとの関わり方を学ぶ場として位置づけている。

- ① 就園前教室 たんぽぽ・カンガルー・めだか・ひよこ・こあら
- ② 就園児グループ いるか・くじら・ことり
- ③ 就学児グループ 小1

#### (4) 園訪問

市内の幼稚園・保育園などをスタッフが訪問し、集団の中での子どもの様子を見る中で、教諭・保育士に助言を行うとともに、情報の共有化を図っている。

#### (5) みはら園との連携

みはら園児に対して、必要に応じ、個別指導・訓練を行っている。

各スタッフがみはら園のクラスに入り込み、みはら園保育士・指導員とともに、園児の指導を行っている。

#### (6) 関係機関との連携

幼稚園、保育園、こども園、医療機関、教育委員会、地域保健課、保育幼稚園課、こども家庭課、障害福祉課、相談支援事業所等の関係機関と連携をとり、情報の共有化を図り、子どもや家族の支援に役立っている。

就学に向けては、保護者に対し、就学勉強会等の機会を設けるとともに、必要な情報提供や助言を行っている。また保護者の同意を得て、スタッフが小学校に出向き、教員への情報の引継ぎも行っている。

(7) 医療相談

専門医を招き、子どもの診察を依頼するとともに、スタッフとの情報交換の場としている。

- ① 整形外科医（田邊医師）
- ② 療育相談会（望月医師）

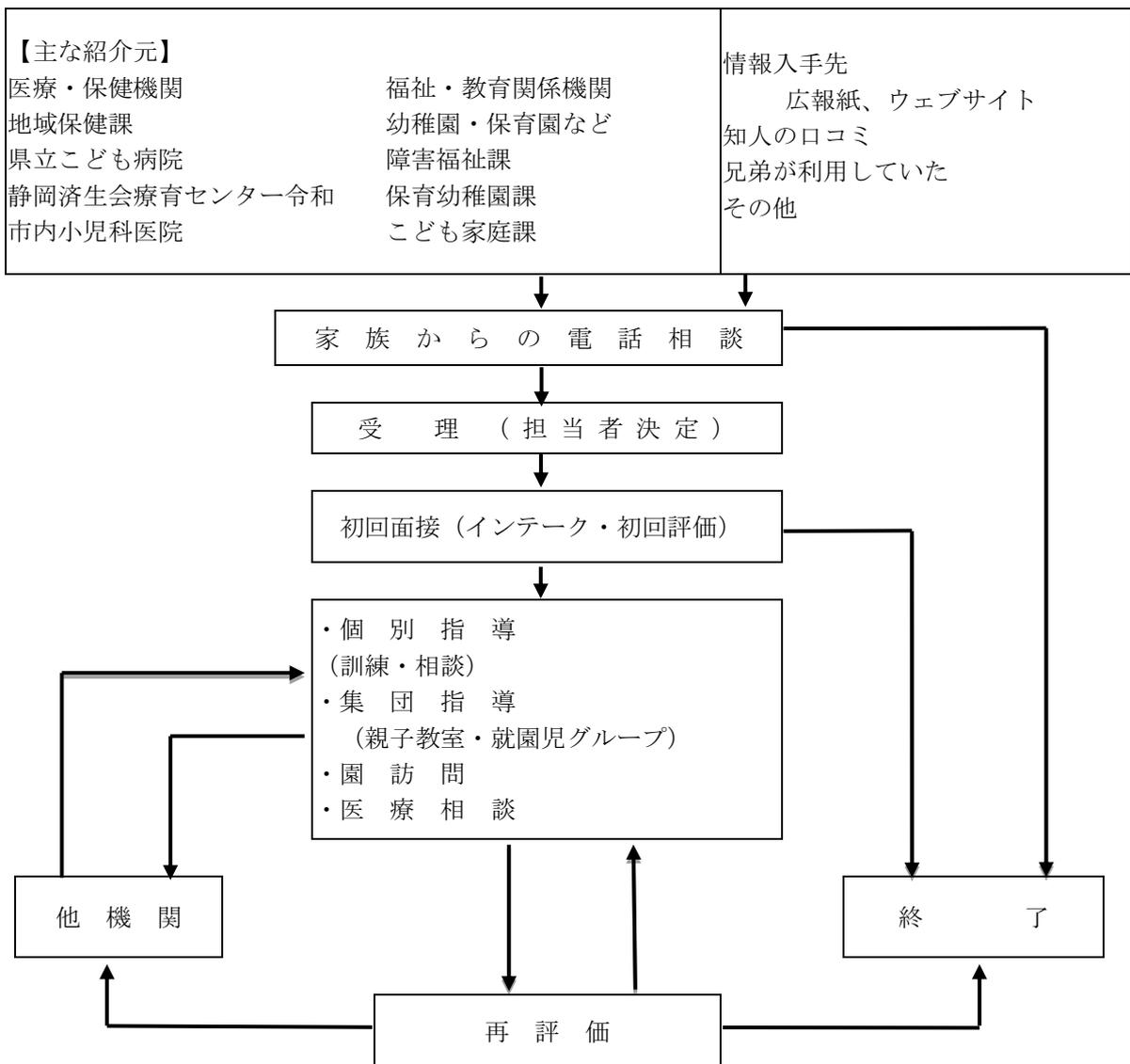
(8) 相談支援事業

児童福祉法の改正に伴って、平成24年11月、相談支援事業所として市より指定を受ける。

管理者1名・相談支援専門員1名はセンター職員が兼任している。

- ① 目的 障害児支援利用計画の作成を通じ、より適切な福祉サービス利用につなげる。
- ② 対象 障害福祉サービスを利用している、または利用を希望する障害児及びその保護者

3 受付から指導までの流れ

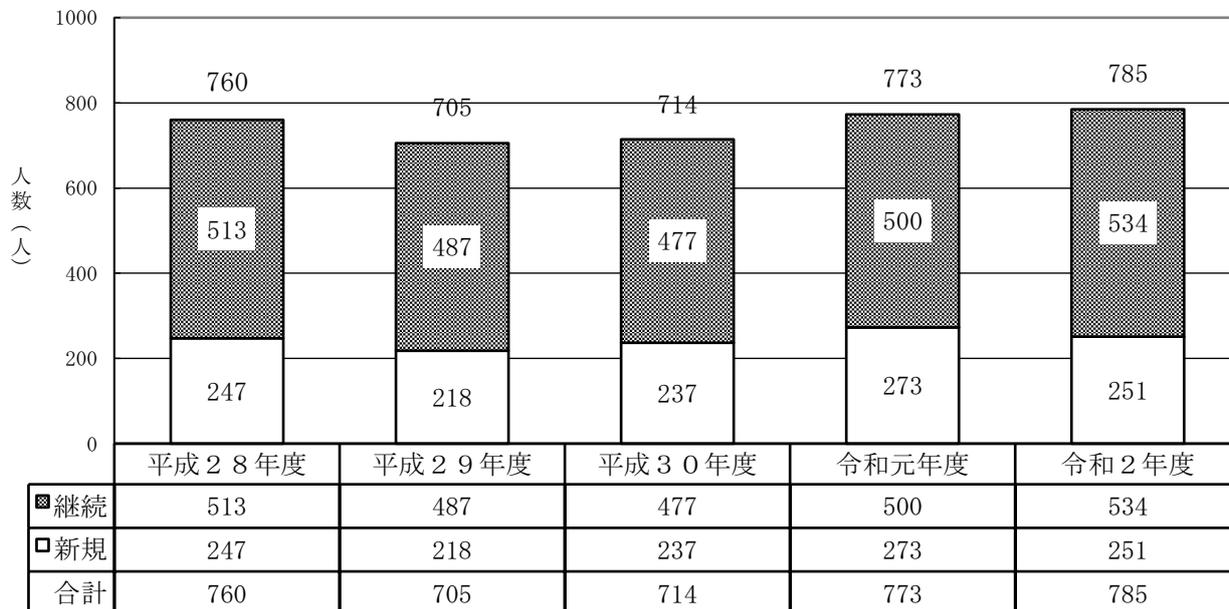


#### 4 統計資料

##### (1) 年度別登録人数 (図1)

令和2年度の登録人数は、785人で、新規相談者は251人であった。

図1 年度別登録人数



##### (2) 令和2年度統計

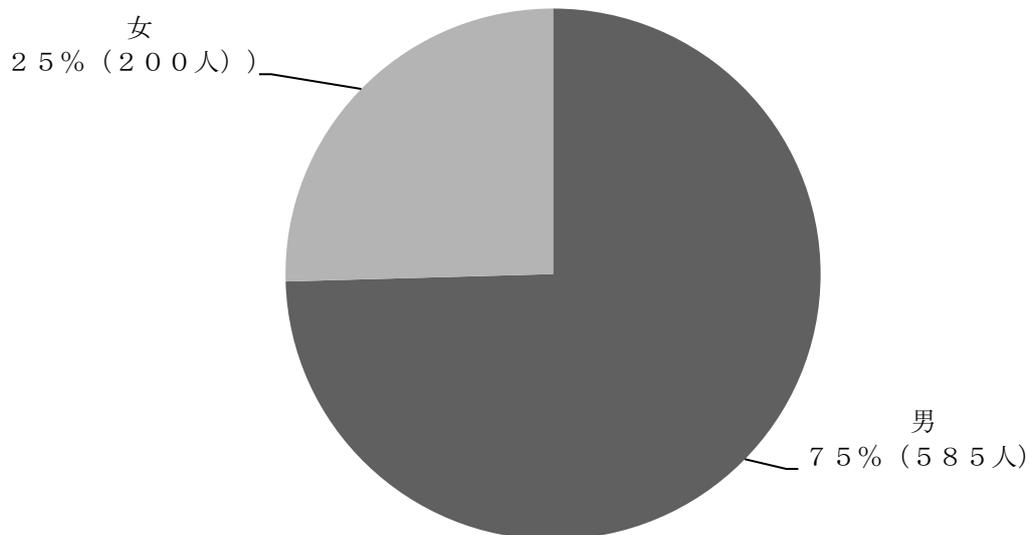
###### ① 総合統計

###### A) 性別内訳 (図2)

登録者の男女比率は、男児が微増し、男75%、女25%である。

継続相談は、男397人、女137人、新規相談は男188人、女63人であった。

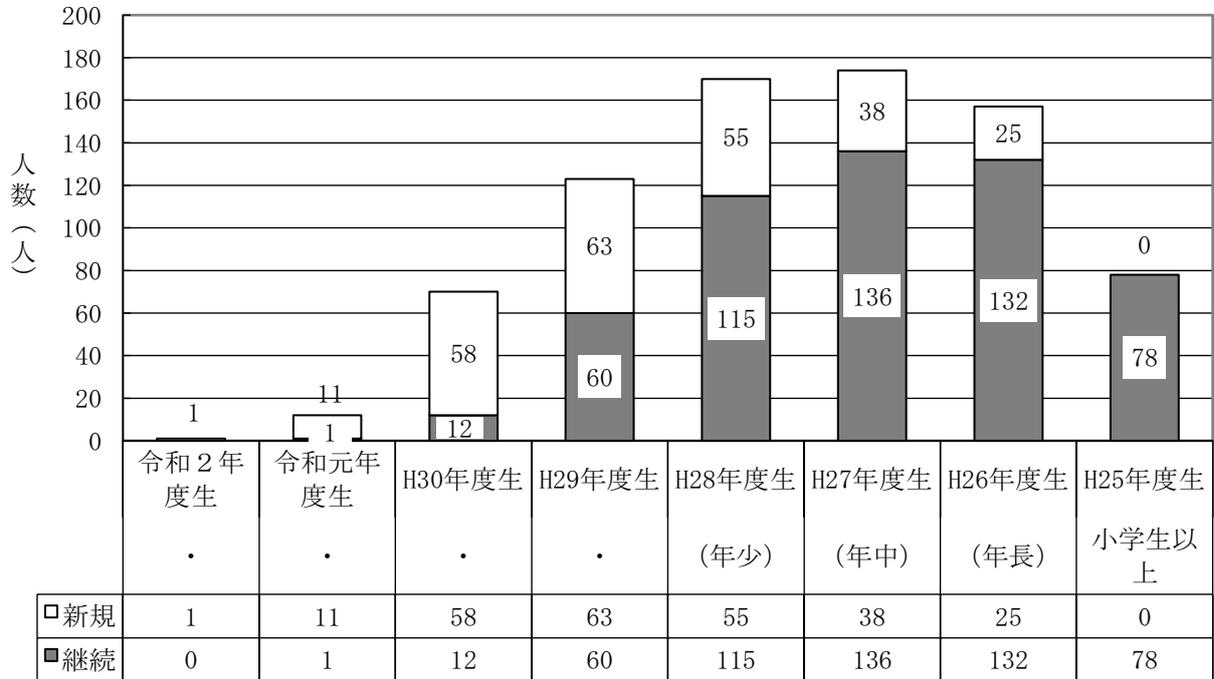
図2 性別内訳



B) 年齢別分類 (図3)

新規相談は、3歳児健診や在籍園等から紹介を受けて2歳から3歳で相談に至るケースが最も多い(平成29年度生まれ)。

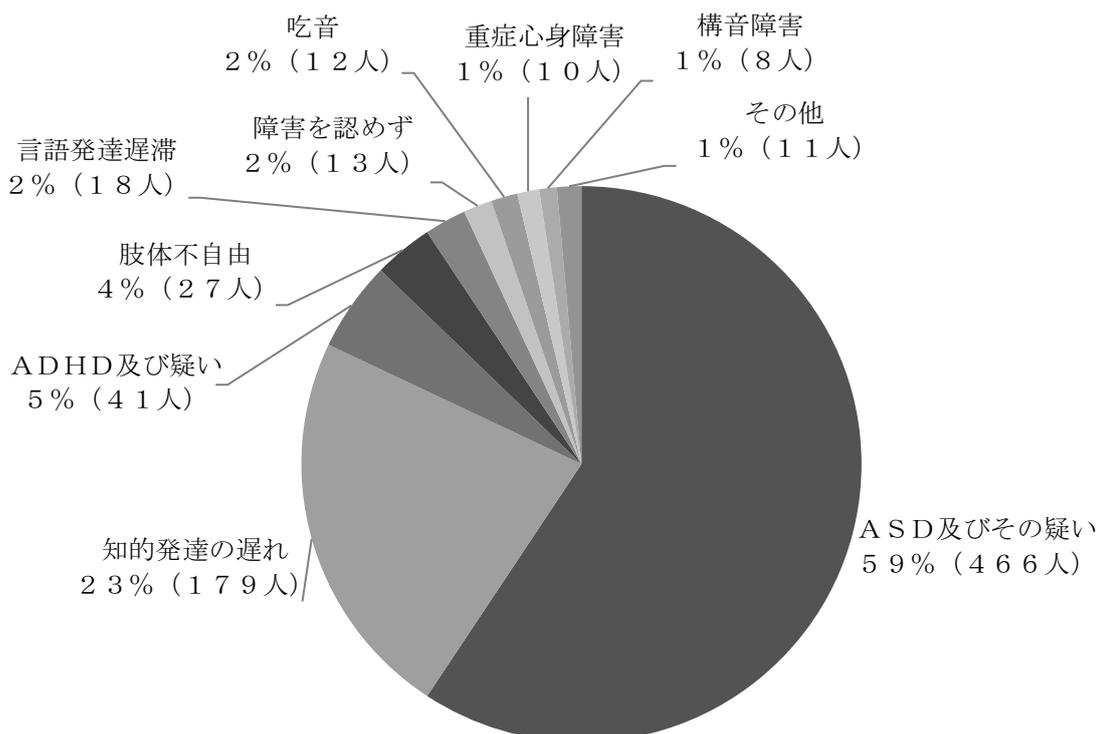
図3 年齢別分類



C) 障害別分類 (図4)

「ASD及び疑い」の割合は、今年度59%であった。平成22年度から「ASD及び疑い」の人数が、登録人数の半分以上を占めている。

図4 障害別分類



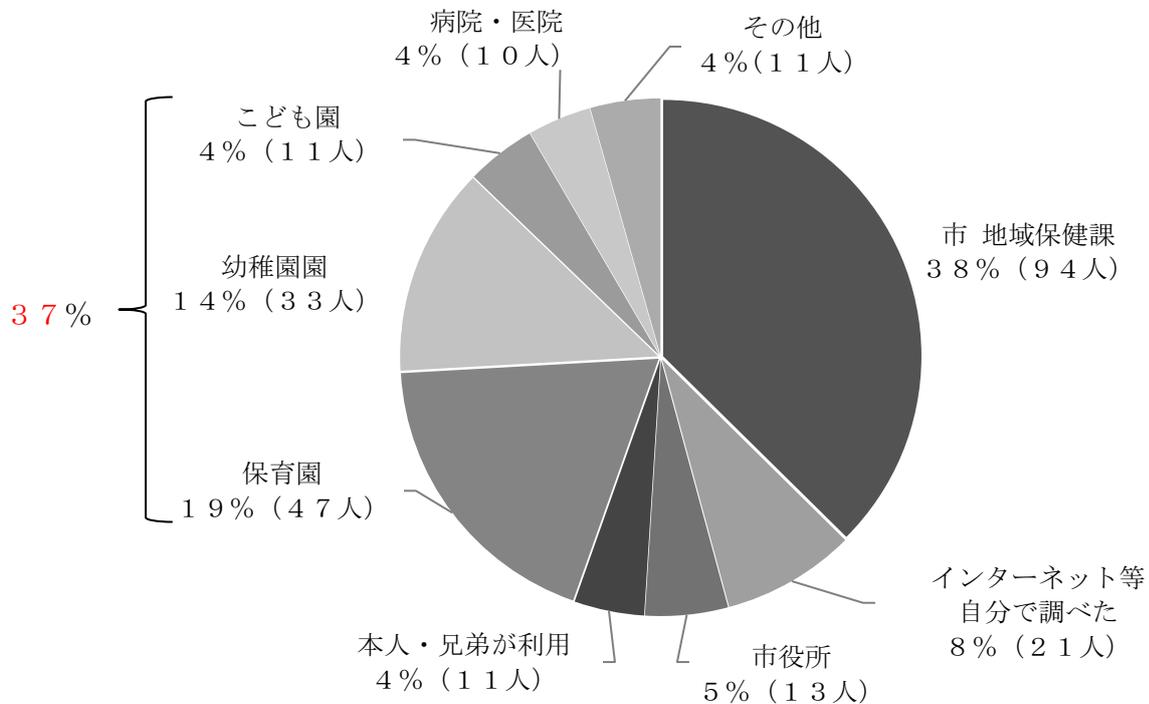
\* 「ASD及び疑い」は、広汎性発達障害・自閉症スペクトラム等を含む。

② 新規相談者統計

A) 紹介元 (図5)

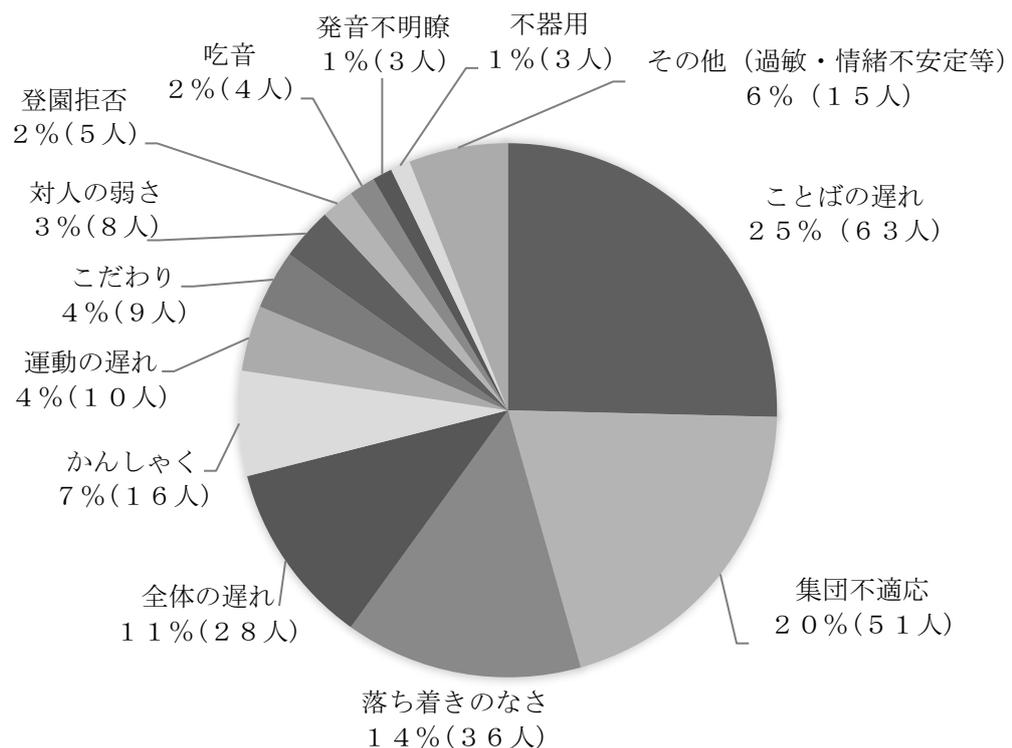
令和2年度の新規相談者は、251人(男188人女63人)であった。市の地域保健課から紹介されて相談に至るケースが最も多いが、在籍園から紹介されて相談に至るケースも増えている。また、保護者がインターネットで調べて相談に至るケースも増えている。

図5 新規相談者紹介元



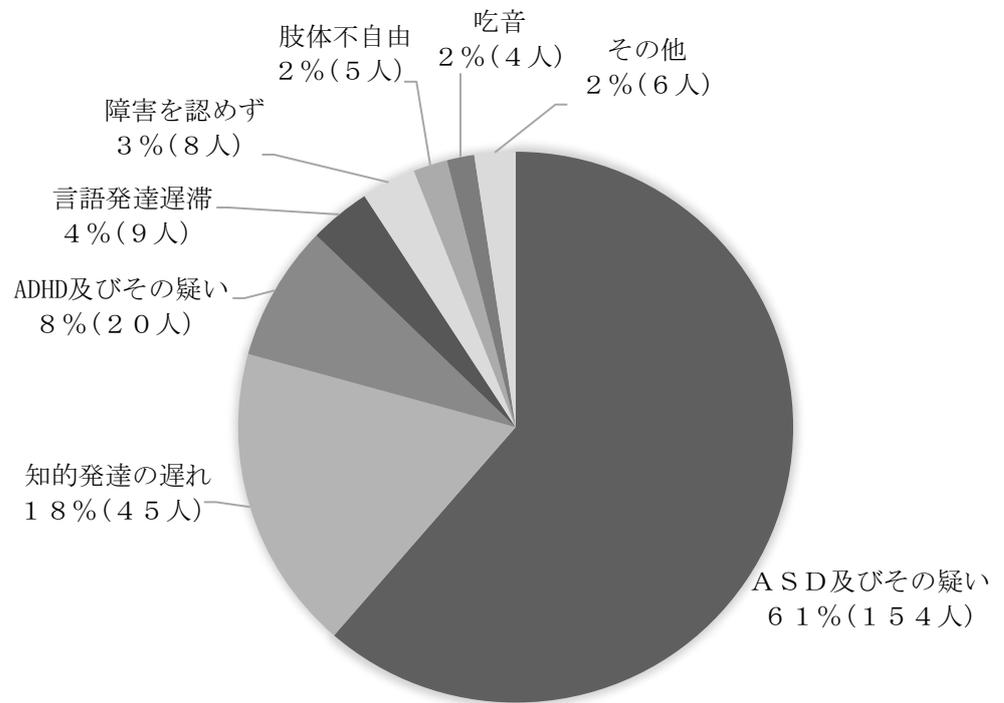
B) 相談内容 (図6)

図6 新規相談者相談内容



C) 障害分類 (図7)

図7 障害別分類



## 5 事業実績

### (1) 各スタッフの個別実績

#### ① 心理判定員

令和2年度は、心理判定員2名で、270名に対して延べ1,277件の相談・指導を実施した。実施件数の内訳は表1の通りである。また、その症状別分類は、表2に示した。

アセスメント（評価）に基づく発達相談、グループでの集団指導を行った。

例えば「かんしゃくを起こしやすい」という情緒面の相談の背景に、子どもの発達の偏りやこだわりがあることも多く、かんしゃくを助長しないためのコツを伝えながら家庭でできることを一緒に考えるようにしている。また、「園生活で適応行動がとれない」という相談については、園での姿を見た上で、保育者や保護者と子どもが上手く過ごせるための手立てを話し合っている。

また、主に年長の保護者を対象にして就学の勉強会や先輩保護者の体験談を聞く会を企画することで、学校生活のイメージを持ってもらい就学に向けての不安が軽減できるような機会を設けた。

表1 実施件数

(単位：件)

内 容	外 来	みはら園	計
個 別 指 導	523	3	526
集 団 指 導	177	0	177
園 訪 問	99	0	99
医 療 相 談 同 席	0	0	0
教材・紹介状等作成	114	1	115
電 話 相 談 ・ 受 付	49	0	49
家 庭 訪 問	0	0	0
ケースカンファレンス	223	0	223
グループカンファレンス	88	0	88
合 計	1,273	4	1,277

表2 診断又は症状による分類

(単位：人)

項 目		発達（知能） 検査のみ	グループ 指導	個別指導	合 計
ASD 及び疑い	知的発達の遅れを 伴わない	8	25	122	155
	知的発達の遅れを 伴う	2	21	42	65
ADHD及び疑い		0	2	8	10
肢体不自由		0	0	0	0
その他の知的発達の遅れ		3	2	28	33
上記に分類できず		0	0	7	7
合 計		13	50	207	270

③ 言語聴覚士（ST）

令和2年度の言語聴覚士2名による相談・指導は、281名に対し、延べ1,243件実施した。実施件数の内訳は表1の通りである。また症状別分類は、表2に示した。

関連機関との連携業務として、市内のこことばの相談・指導に携わる各機関との情報交換のため、「言語相談・指導機関連絡会」を開催した。例年実施している言語聴覚士単独の講座ゼミに加え、作業療法士・心理士とともに講座ゼミを開講した。

みはら園保護者を対象に、みはら園の生活で育つことばの力について、研修を実施した。

次年度への継続児は、183名である。今後は、保護者の主訴が「ことば」であっても、子どもの発達特性を見極めて、他職種と連携したフォローもしていきたい。

表1 実施件数および実施時間割合

業務内容			件数(件)	所要時間※の割合(%)
外 来 児	未 就 学 児	個別指導	751	73
		集団指導	150	
	電話相談・受付	74		
	ケースカンファレンス	10		
	グループカンファレンス	58		
	園訪問	107	20	
	就学児	個別指導	10	3
		ケースカンファレンス	7	
みはら園	個別指導	64	4	
	ケースカンファレンス	12		
	グループカンファレンス	0		
合計			1,243	100

※業務によって所要時間が異なるため割合で示している

表2 症状別分類

(単位:人)

内 容	外 来		みはら園	計
	未就学児	就学児		
知的発達の遅れ	64	1	1	66
A S D 及び疑い	145	10	7	162
言語発達遅滞	14	0	0	14
機能性構音障害	8	2	0	10
器質性構音障害	0	1	0	1
摂食障害(重複障害を含む)	1	0	4	5
A D H D 及び疑い	4	1	0	5
吃音	13	1	0	14
障害を認めず	3	0	0	3
難聴	1	0	0	1
合計	253	16	12	281

④ 理学療法士（PT）

令和2年度は、理学療法士2名で、97名に対し1,097件の相談・指導を実施した。実施件数の内訳は表1、また症状別分類は、表2に示した。

個別指導は、肢体不自由児や知的な遅れのある子ども、ASD及び疑いの子どもなどの運動発達の遅れを伴う子どもに対し実施した。

子どもの発達や障害状況、保護者の不安感の強さ等を考慮しながら頻度を決め、機能訓練や経過観察を行った。子どもへの直接指導とあわせて、子どもが家庭や保育園などで適切な保育を受けることが出来るように、日常生活上の関わり方・介助方法等について、保護者や保育者に具体的に伝え、また、必要に応じて家庭訪問も行った。幼稚園・保育園などに在籍する子どもについては、園訪問や電話で、担任等と情報交換を適宜実施した。

グループ指導（親子教室）では、遊びやすい姿勢がとれるよう、椅子の工夫や援助の仕方を助言し、認知面や運動面の発達に繋げた。

その他にみはら園保育への協力、担任や他専門職とのケース会議なども行っている。

就学児に対しては、必要なケースに対し個別指導でのフォローを行った。

表1. 実施件数

(単位：件)

内 容	外 来		みはら園	計
	未就学児	就 学 児		
個 別 指 導	586	2	166	754
集 団 指 導	82	0	2	84
園 訪 問 等	71	0	1	72
医 療 相 談	13	0	8	21
補 装 具 相 談	6	1	4	11
紹 介 状 ・ 報 告 書	14	0	0	14
電 話 相 談 ・ 受 付	31	0	0	31
家 庭 訪 問	3	0	0	3
ケ ー ス カ ン ファ レ ン ス	35	0	8	43
グ ル ー プ カ ン ファ レ ン ス	64	0	0	64
合 計	905	3	189	1,097

表2. 診断または症状による分類

(単位：人)

内 容	外 来		みはら園	計
	未就学児	就 学 児		
脳 性 麻 痺	12	7	5	24
知的・運動発達の遅れ	27	3	0	30
遺 伝 ・ 染 色 体 異 常	17	2	3	22
A S D 及 び 疑 い	8	1	0	9
神 経 ・ 筋 疾 患	2	2	0	4
骨 系 統 疾 患	4	1	0	5
そ の 他	3	0	0	3
合 計	73	16	8	97

③ 作業療法士（OT）

令和2年度は、作業療法士1名で123名に対し784件実施した（表1，2）。

個別指導では、肢体不自由児に対して、子どもへの指導とあわせて保護者への日常生活上の指導等も行った。また、自閉症や行動上の問題のある子どもに対し、感覚統合アプローチを行う中で行動コントロールや遊びを広げる援助をするとともに、保護者と面談を行った。

アセスメントを基に、必要に応じてグループでの集団指導も行った。

また、幼稚園・保育園などに在籍しており行動上の問題を主訴とする子どもは、評価に基づき保護者へのアドバイスをを行い、積極的に園に出向き保育者との情報交換を行った。

今年度も、保育者向けの基礎研修を実施し、更に、心理判定員と言語聴覚士とともに講座ゼミを開催した。みはら園保護者を対象に、行動の背景にある感覚特性について理解を深める研修を実施した。

表1 実施件数

(単位：件)

内 容	外 来	みはら園	計
個 別 指 導	291	87	378
集 団 指 導	90	14	104
園 訪 問	63	0	63
医 療 相 談 同 席	1	0	1
教 材 作 成	60	0	60
助 言 指 導	0	0	0
電 話 相 談・受 付	25	0	25
家 庭 訪 問	4	0	4
ケ ー ス カ ン ファ レ ン ス	90	7	97
グ ル ー プ カ ン ファ レ ン ス	52	0	52
合 計	676	108	784

表2 診断または症状による分類

(単位：人)

内 容	外 来		みはら園	計
	未就園児	就園児		
脳 性 麻 痺※	1	1	2	4
A S D 及 び 疑 い	10	56	3	69
知 的 発 達 の 遅 れ	0	7	2	9
A D H D 及 び 疑 い	2	24	0	26
不 器 用	1	6	0	7
そ の 他 先 天 的 疾 患	1	1	0	2
過 敏	0	3	0	3
問 題 を 認 め ず	1	2	0	3
合 計	16	100	7	123

※脳原性の疾患も含む

⑤ 保健師

A) 外来業務

a 初回面接インテーク

271ケースの初回面接に同席し、周産期状況および生育歴、病歴、日常生活習慣、家族背景などを聞き取り、ケース担当の初回評価に結びつけた。

家庭事情により、フィランセでの面接が1ケース、所属園での面接が1ケース、家庭訪問での面接が1ケース、まちづくりセンターでの面接が13ケースあった。

b 親子教室

たんぽぽ・カンガルーグループに参加した。

また、歯科衛生士によるブラッシング指導を計画した。

c 医療相談（整形外科）

医師、ケース担当職員との連絡調整および当日の診察介助を行った。

d 個別保健指導

生活リズム、食生活、体調管理等の相談に対する保健指導を行った。

e 保健・医療機関等との連絡調整

地域保健課からの紹介ケースについては保護者了解のもと連絡、報告を行った。

また、地域保健課との連携を強化する目的で1歳6か月児健診・3歳児健診・にこにこ教室に24回同席した。

B) みはら園業務

みはら園看護師とともに医療的ケア・救護を行った。

表1 実施件数

(単位：件)

内 容		外 来	みはら園	計
個別指導	初回面接	271	0	271
	保健指導	27	0	27
集 団 指 導		53	5	58
医 療 相 談		31	8	39
通 院 同 行		1	0	1
助 言 指 導		43	0	43
電 話 相 談 ・ 受 付		57	0	57
家 庭 訪 問		1	0	1
園 訪 問		0	0	0
ケ ー ス カ ン フ ァ レ ン ス		2	0	2
グ ル ー プ カ ン フ ァ レ ン ス		22	0	22
合 計		508	13	521

⑤ 相談支援専門員

平成24年に、特定相談支援事業者、及び障害児相談支援事業者として指定を受け、相談支援専門員1名（保育士と兼務）を配置し、就学前の子ども福祉サービス利用に関する障害児相談支援を行っている。令和2年度に相談支援専門員が行った面接は、基本相談支援に関する面接は55件であった。計画相談支援に関する面接は78件であった。

近年では、児童発達支援センターみはら園の利用に関する相談だけでなく、他の児童発達支援事業所や日中一時支援事業の利用に関する相談、就学後の放課後等デイサービス事業に関する相談なども増えている。

A) 障害児相談支援（計画相談支援）

a 障害児支援利用援助（利用計画の作成）

保護者から発達相談や基本相談を受けた他職種や他機関と連携し、サービス利用支援を行った。子どもの発達の経過や状況、家庭状況、本人・家族の願いを含めた障害児支援利用計画の作成を行い、個々に応じたサービス利用に関する支援・各事業所との調整を行った。

b 継続障害児支援利用援助（モニタリングの実施）

サービス内容や子ども及び家庭の状況によって頻度に差はあるが、3～6ヶ月に1回、継続サービス利用支援を実施した。子どものサービス利用状況を各事業所と確認した上で、保護者とサービス利用における状況や課題等を共有し、今後のサービス利用や目的、支援に関する相談を行った。

c サービス担当者会議の実施

サービス利用中・モニタリング後や、必要性がある場合など、家族、利用事業所、関係機関とともに支援に関する相談や調整のため、事業所訪問・ケース会議やサービス担当者会議等を126件行った。また、支給決定前のサービス利用希望者の各事業所見学の同行や通院同行を17件行った。

表1 実施件数

(単位：件)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
障害児支援利用計画作成	63	62 (2)	70 (7)	69 (7)	71 (10)	78 (22)
モニタリング実施	81	80 (2)	76 (6)	82 (4)	129 (13)	184 (38)
合計	144	142 (4)	146 (13)	151 (11)	200 (23)	262 (60)

※（ ）内は、みはら園以外の児童発達支援件数

障害児支援利用計画作成は78件で、事業所の内訳は児童発達支援センターみはら園56件、みはら園以外の児童発達支援事業所22件であった。うち、みはら園とみはら園以外の児童発達支援の併用は6件であった。モニタリング実施は184件で、事業所の内訳は児童発達支援センターみはら園が146件、みはら園以外の児童発達支援事業所は38件であった。また、児童発達支援センターみはら園や他の児童発達支援事業所を利用している児で、併せて他の福祉サービスを利用した児もいた。

全体としての福祉サービスの内訳は、日中一時支援事業は5件、居宅介護事業は1件、短期入所事業は2件、ライフサポート事業は3件であった。

⑥ 保育士

令和2年度の保育士3名による相談・面接・同行等は、延べ172件実施した。実施件数の内訳は、表1の通りである。個別面接は、セラピストの依頼によるアセスメントや身近面等生活上の取り組みの助言を行った。みはら園への同行等は、入園予定児のみはら園体験入園同行等を行った。また、就園前のグループ及び就園後のことりグループの企画・運営と、いるか、くじらグループの補助も行った。それらの実績については、次ページに記載する。

表1 実施件数 (単位：件)

内 容	計
個 別 面 接	53
園 訪 問	23
みはら園への同行等	48
グループ・カンファレンス	48
合 計	172

(2) 親子教室（グループ活動）の取り組み

① 就園前グループ

平成21年度からみはら園が母子通園を取りやめ、年少児からの全員単独通園の体制に移行した。これに対応し従来の療育教室のスタッフに加えて、みはら園を経験した保育士2名を配置し、療育教室の内容を充実させ、みはら園の母子通園の目標を盛り込んだ「親子教室」の運営を新たに開始した。平成30年度から保育士1名を増員し、3名体制で運営にあたった。

A) 目的

乳児期は保護者と子どもがじっくりと向き合う場をもち、遊びや生活を通して基本的な関係をつくり、安定した環境の中で他者を受け入れ、社会で過ごす基盤を築く重要な時期である。

子どもに何らかの発達上のつまづきを認めたり、育児の困難さを感じたりしている保護者を、受け入れ支援することで、豊かな親子関係を築き、子どもの成長発達を促していく。また、就園を検討している家庭の相談を受け、アドバイスや調整を行う。

- a 生活リズムを整え、基本的な生活習慣の確立を促す。
- b 各児の様子を掴み、必要な個別支援を行い、グループ活動の集団場面での安定した参加を支援する。
- c グループでの活動を通して、子どもの姿を受け入れるための保護者の心理的支援を行う。
- d 身近面などの家庭生活における相談や具体的な対応の提案をし、保護者の育児の成功経験を増やしていけるように支援する。

B) 内容

a 日課 めだか・たんぼぼグループ（※印は、カンガルー・ひよこ・こあらグループの活動）

9:15 又は 10:45	来所	朝のしたく（靴・タオル・コップ等の支度） 健康チェック 排泄・着脱	ホワイトボードに当日の流れや課題・お知らせ等を記入し、親に目を通してもらう。 各児に合わせた身近面への意識づけをし、実際に経験する。
9:20 又は 10:50	課題遊び ※カンガルー・ひよこ・こあらは自由遊び	運動あそび 散歩 感触あそび（泡・粘土等） 光あそび お絵かき・絵具・・・等	様々な遊びを提供し、子どもが好きな遊びを見つけ、保護者と共に楽しむ。 保護者が遊びを通して子どもと関わり、育児の成功経験や達成感を増やす。 遊びの中で物の操作や体の使い方を子どもに教え、発達を促す。 大人や友だちとのやりとりの力を育てる。
9:45 又は 11:00	親子遊び ※一部を実施	体操、わらべ歌あそび 揺らしあそび 触れあいあそび・・・等	親子で体を動かして遊び、愛着行動を促す。 家庭でもできる親子の触れ合い遊びを伝える。
	水分補給	手洗い、お水を飲む	左記の身近面処理を子どもが経験する。
10:00 又は 11:30	お集まり ※カンガルー・ひよこは一部を実施	しゃぼん玉 手あそび 絵かき歌 紙芝居 ペープサート 工作 呼名・・・等	子どもがお話や手遊びに注目し、楽しむ。 子どもの着席行動を促す。 工作やシール貼り等で楽しめる工夫をし、子どもの自発的な取り組みや、手指の発達を促す。 子どもが順番を待つことや手つなぎをする経験の中で、保護者や他者への意識を育てる。 各児に合わせた身近面への意識づけをし、実際に経験する。
10:15 又は 11:45		帰りのしたく・排泄	靴の脱ぎ履きや手つなぎなどの親子での移動についての支援を行う。

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、令和2年4月から5月にかけて親子教室は中止した。

4月～5月の休止期間中は、保護者支援の観点から、電話や来所での個別面談を行い、面談中に子どもの把握も行った。たんぼぼグループは7月より、他グループは6月よりグループを再開したが、感染拡大防止の観点から、各グループとも、1グループの参加人数を減らす、開催時間を短くし、グループ数は増やす等の対応を行い実施した。また、めだかグループについては、就園に向けての支援の重要性から、6月～7月にかけて実施回数を増やし対応した。

b その他のとりくみ

- ・懇談・・・新型コロナウイルス感染拡大防止のため、実施を見合わせた。
- ・面談・・・保育士が家庭での生活状況の把握を含めて個別に聴き取りをし、身辺面や生活習慣についてのアドバイスをを行った。
- ・身体測定・・・年に1回、身長と体重の測定をし、必要に応じ保護者の相談を受けた。
- ・ブラッシング・歯科衛生士による親子ブラッシング指導を行った。
- ・弁当・・・新型コロナウイルス感染拡大防止のため、実施を見合わせた。
- ・遠足・・・新型コロナウイルス感染拡大防止のため、実施を見合わせた。

C) 対象およびグループ

グループ名	対 象	年 齢	ス タ ッ プ	頻 度
たんぼぼ	肢体不自由・運動発達に遅れがある子ども	1～3歳	保育士・理学療法士 保健師・作業療法士	月2回
カンガルー	発達に遅れがある、 対人面に弱さがある 子ども	1～2歳	保育士・心理判定員 保健師・言語聴覚士 理学療法士	月2回
めだか		2～3歳	保育士・心理判定員 言語聴覚士・作業療法士 理学療法士	月2 ～4回
ひよこ	カンガルー・めだか対象児で、 乳児の兄弟の託児を要する 等、配慮が必要な家庭	1～3歳	保育士・心理判定員 ケース担当（心理判定員・ 言語聴覚士・作業療法士）	月1回
こあら	運動発達がより緩やかで、親 子教室の目的よりも、遊びの 場の提供が必要な親子	1～3歳	保育士・理学療法士	月1回

※平成28年10月より、利用者やニーズの多様化に対応するため、ひよこ・こあらグループを新設した。令和2年度はこあらグループの該当者がいなかったため、実施しなかった。

D) 実施状況

a 人数および実施回数

グループ名	人 数 (人)	回 数 (回)
たんぼぼ	※ 13	31
カンガルー	※ 30	44
めだか	※ 42	187
ひよこ	※ 6	10
こあら	0	0
合 計	91	272

※グループを重複して利用した子ども 5名

b 次年度進路

進路 グループ	みはら園	保育園	幼稚園	認定 こども園	託児所 等	親子教室 継続	その他 (転居等)	計
たんぽぽ	5	1	0	0	0	7	0	13
カンガルー	1	4	※ 3	1	1	15	5	30
めだか	※ 8	8	※ 19	4	0	2	1	42
ひよこ	※ 1	0	2	0	0	1	2	6
こあら	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	15	13	24	5	1	25	8	91

※グループを重複して利用した子ども 5名

② 就園児グループ

幼稚園・保育園などに在籍している子どもに対し、その子の状況や課題に応じてグループを編成し、指導を行ってきた。

A) 目的

- a 遊びを通して子どもの発達を促し、二次的な障害を予防する。
- b 場面の切り換えや身辺処理の獲得の支援をする。
- c 保護者が子どもをとらえなおす機会を作る。
- d 保護者の仲間づくりを行う。

B) 対象およびグループ

グループ名	対 象	年 齢	ス タ ッ プ	頻 度
いるか	知的発達の遅れは少ないものの、園生活を送る上で、行動面の問題が見られる子ども	年中	心理判定員・作業療法士・保育士	月1回
くじら		年長	心理判定員・作業療法士・保育士	月1回
ことり	知的発達の遅れがあり、園生活を送る上で、行動面の問題が目立つ子ども	年少～年長	保育士・心理判定員・作業療法士 言語聴覚士	月1回

C) 実施状況

人数および実施回数

グループ名	人数 (人)	回数 (回)
いるか	4	7
くじら	16	27
ことり	27	48
合計	47	82

### (3) 園訪問

幼稚園や保育園などにスタッフが訪問し、集団の中での子どもの様子を把握するとともに、情報交換や助言等を行ってきた。

また、気になる子どもが多くいる園では、集団づくりや環境の工夫の仕方などが課題にあがり、療育センター保育士も訪問し、意見交換をしてきた。

訪問園	訪問園数(園)	延べ訪問回数(回)	延べ訪問スタッフ数(人)
公立保育園	18	116	121
私立保育園	11	29	32
公立幼稚園	8	48	50
私立幼稚園	8	50	57
公立認定こども園	1	5	6
私立認定こども園	9	36	42
※小規模保育所等	6	8	10
市外	3	4	4
合計	64	296	322

※小規模保育所等は、小規模保育所に加えて、保育ママ、認可外保育施設を含む。

### (4) 保護者グループ

#### ① 和みグループ

##### A) 目的

幼稚園・保育園などに在籍する、社会性や集団適応の心配を抱える子どもを持つ保護者を対象に、保護者同士の語らいを通じて、子育ての悩みや孤立感、不安の軽減を目的に、平成21年度より取り組んでいる。心理判定員が担当して実施している。

##### B) テーマ

「子育てで悩んでいること」「園での様子」「外出先での工夫」「他の保護者とのやりとり」「入学までの流れや小学校生活について聞こう」など。

##### C) 実施状況

新型コロナウイルス感染症の流行により、例年開催していた先輩保護者体験談は中止とした。

対象	開催月・時間	参加者数(人)
和みグループ	9・11・3月 10:00～12:00	6

#### ② 就学ミニ勉強会

##### A) 内容

特別支援教育センター職員に講師を依頼し、主に年長児の子どもを持つ保護者を対象に実施している。入学先が決まるまでの流れや、通常学級で受けられる支援、特別支援学級について(種類・通常学級との違い)知る機会としている。

##### B) 実施状況

新型コロナウイルス感染症の流行により、令和2年度は会場型の開催は中止とし、参加予定だった32世帯に対して当日配布する予定だった資料を郵送した。

(5) 虐待予防（要支援家庭リストの作成）

療育相談室が受理するケースの中でも、近年、決して好ましいとはいえない環境において養育されている子どもの数が増えてきている。そういったケースに関しては、虐待予防の観点からも、家庭状況をしっかりと把握し、より丁寧なフォローを続けていくことが必要になっている。

平成22年度より、療育相談室において「要支援家庭リスト」を作成することになり、スタッフ全員で共通認識を図ると共に、関係機関との連絡調整を密にし、丁寧に見守っていくことを心がけている。

① 主な視点

- 単親・両親別居中・未入籍・家庭内の不和が続いているなど
- 外国籍
- 保護者の体調不良・精神疾患・養育能力の低さなど
- 保護者の育児負担感・育児不安が強い
- 低収入・育児環境の悪さなど
- 子ども自身の育てにくさ

② リストからはずすにあたっての目安

- 育児環境が悪化せず、家族の状況も安定しつつある。
- 幼稚園・保育園など通園（通所）先ができ、定期的に通園（通所）できている。
- 児童相談所・こども家庭課・地域保健課などにより定期的な把握がなされている。などを主な目安とし、「職員会議」の中で判断する。

(6) 学齢児フォロー

① 小1グループ

小学校の通常学級に進んだ中で集団適応の心配を抱える子どもを対象に、グループ活動を通じ、入学後のフォローアップを行っている（平成21年度からの取り組み）。

A) 小学校の通常学級に進んだ集団適応の心配がある子どもの中で、相談に来て日が浅いケースや保護者の不安が大きく入学後の経過を特に丁寧に把握したいケース

B) 実施回数 子ども6人を対象とし5、6、7月の計3回開催する予定だったが、新型コロナウイルス感染症の流行のため、実施を見合わせた。

③ 学齢児個別指導

こども療育センターは、乳幼児が主な対象であり、小学校入学後は、できるだけすみやかに次の指導機関につなげていくことを原則としている。しかしながら、子どもの状況や家庭状況等により、当センターにおいて継続した指導が必要と考えられるケースについては、小学校入学後も引き続き指導を行っている。

令和2年度学齢児継続指導ケース

(単位：人)

	理学療法士	作業療法士	言語聴覚士	心理判定員	合計
小学生	8	10	7	2	27
中学生	1	0	0	0	1

(7) 小学校入学にあたっての情報引継ぎ

小学校への入学にあたり、子どもが学校生活をスムーズにスタートできるよう、新入学児のうち、集団適応上の配慮が必要と判断し保護者の同意を得たケース、もしくは保護者からの希望があったケースについて、毎年4月にスタッフが各学校に出向き、その子どもの特性や配慮してほしい点などを教員に伝えている。特別支援教育センターのスタッフも同席し、また必要に応じて在籍園担任にも同席を依頼している。

令和2年度は新型コロナウイルス感染症の流行により学校が休校となったため、引継ぎを予定していた22校61人のうち、学校に出向いて引継ぎした児童は6校20人で、残り16校41人については引継ぎ書類を学校に郵送する形とした。

(8) 医療相談

① 整形外科

- A) 目的 ○ 家族や職員が診断の説明と助言を受ける  
○ 理学・作業療法や摂食指導、聴力検査の処方を受ける  
○ 補装具等の助言を受ける
- B) 日時 第1水曜午後 年間11回
- C) 担当医師 田辺整形外科医院 田邊 登崇 医師
- D) 相談者数 延べ39人(外来31人・みはら園8人)

② 療育相談会

- A) 目的 ・療育センターを利用している肢体不自由児は、リハビリテーション専門医から理学療法及び作業療法についての助言・指導及び処方を受ける
- B) 日時 年3回(8月・12月・3月)
- C) 担当医師 静岡済生会療育センター令和 名誉施設長 望月 達夫医師
- D) 相談者数 3回の開催を予定していたが、医師の都合により開催中止となった。

(9) 紹介状・情報提供書・報告書 (単位：ケース)

医療機関等からの受付	42
医療機関等への送付	71

### 第3節 啓発事業

#### 1 講演会

保育現場や教育現場などで、障害のある子ども達に関わっている職員を対象に、障害に関する理解を深め、日々の実践に役立ててもらうため、外部講師を招いての研修講座を開催した。

No.	月 日	講 座 内 容	講 師	会 場	参加者(人)
1	9月19日	特別な支援を必要とする幼児と他の幼児が共に育ち合うための関わり	静岡県立大学短期大学部 こども学科 助教 名倉 一美 先生	フィランセ 大ホール	46
2	2月13日	発達障害と愛着障害	和歌山大学 教育学部 教授 米澤 好史 先生	Zoomによる オンライン	84

#### 2 講座ゼミ

市内の保育園・幼稚園・こども園・小規模保育所の保育士や教諭を対象に、障害に関する基本的な知識を身に付けてもらうことを目的に、こども療育センター職員が講師となり、講座ゼミを開催した。

No.	月 日	内 容	対 象	講 師	参加者(人)
1	7月13日 8月 3日	ことばについて (2回シリーズ)	すべての先生	療育相談室 孝森 淳子	13
	8月17日 8月31日				
2	8月19日 9月 2日	発達が気になる子への効果的なほめ方 (2回シリーズ)	2歳児以上を 担当する先生	療育相談室 渡邊 明子	15
3	7月17日 8月 7日	気になる子のいるクラスの保育の工夫 (公立保育園対象) (2回シリーズ)	公立保育園 主担任 加配保育士	療育相談室 小黒 和枝 秋山 貴子	16
	10月30日 11月13日				
4	8月28日 9月11日	気になる子のいるクラスの保育の工夫 (公立保育園以外対象) (2回シリーズ)	2歳以上を 担当する先生		11
5	12月14日 1月29日	発達が気になる子と生活するための 考え方	年少以上を 担当する先生	療育相談室 平尾 初美 尾澤 瑞枝 渡邊美津代	10

#### 3 基礎研修

平成22年度から、より多くの人達に「発達障害」の基本を学んでもらうことを目的として「公開講座ゼミ」を開催してきた。平成30年度より名称を「基礎研修」に変更した。

No.	月 日	内 容	対 象	講 師	参加者(人)
1	8月29日	発達障害を理解する 基礎講座	保育園保育士 幼稚園教諭 保健師・行政職 等	こども療育センター 所長 磯部 享志 平野 初美・尾澤 瑞枝 渡邊 美津代 なかじま保育園 西野 沙織	70

新型コロナウイルス感染症流行のため、会場型については、各会場定員の半分に人数を制限して開催した。

4 研修講師・助言者派遣

各機関からの依頼を受け、講師や助言者として職員を派遣した。

No.	月 日	内 容	対 象	場 所	講師・助言者
1	8月 3日	言語担当者事例研修会	公立幼稚園 ことばの教室担当者 副園務主任 クラス担任	大淵幼稚園	平野 初美
2	8月31日	言語担当者基礎研修会	公立幼稚園 ことばの教室担当者 副園務主任 クラス担任	大淵幼稚園	平野 初美
3	9月 7日 12月21日 2月 1日	ファミリーサポート センター会員講習会	ファミリーサポート センター会員 放課後児童クラブ職員	フィランセ東館	小黒 和枝
4	10月27日 10月30日	加配担当保育士研修	公立保育園 加配担当保育士	市役所 元吉原幼稚園	孝森 淳子
5	5月12日	園内研修	森島保育園職員	森島保育園	秋山 貴子

5 視察受け入れ状況

新型コロナウイルス感染予防のため、視察は受け入れなかった。

6 各種委員会等への出席状況

各機関からの依頼を受け、委員（メンバー）として、各種委員会等に出席した。

No.	委員会名	主催機関	出席者
1	富士市就学支援委員会	学校教育課	磯部 享志 赤池 多恵
2	富士市発達支援委員会	学校教育課	平野 初美
3	富士市特別支援教育連携協議会	学校教育課	尾澤 瑞枝
4	富士圏域自立支援協議会重心部会	県障害福祉課	徳永 昌弘 小黒 和枝
5	富士市障害者自立支援協議会代表者会議	障害福祉課	赤池 多恵
6	富士市障害者差別解消支援地域協議会	障害福祉課	赤池 多恵
7	富士市障害者自立支援協議会こども支援部会	障害福祉課	綿野 富美代
8	医療的ケア児等支援検討会議	障害福祉課	赤池 多恵
9	富士圏域障害児施設栄養管理連絡会	富士圏域関係機関	渡邊 里佳
10	富士圏域発達障害情報交換会議	富士圏域関係病院	徳永 昌弘 尾澤 瑞枝
11	言語相談・指導機関連絡会	市内関係機関	孝森 淳子 平野 初美

## 第4節 研 修

職員の資質と技術向上を図るため、研修会・講習会等へ積極的に参加した。

No.	研 修 名	主 催	月 日	場 所
1	予防接種講演会	静岡県立こども病院	7月21日	ZOOM
2	静岡県相談支援従事者初任者研修	静岡県健康福祉部障害者支援局 障害政策課	7月29日 30日 11月27日	静岡
3	静岡県相談支援従事者初任者研修	静岡県健康福祉部障害者支援局 障害政策課	8月13日 14日	静岡
4	静岡県サービス管理責任者 基礎研修	静岡県健康福祉部障害者支援局 障害政策課	9月21日 24日 25日	静岡
5	視察研修 こども発達センターみなみめばえ 静岡市中心身障害児福祉センター いこいの家	こども療育センター	10月26日	御前崎 静岡
6	感染症対策の現状について	富士圏域施設長会	11月17日	富士宮
7	偏食対応の取り組みについて 視察研修	富士圏域障害児施設栄養管理 連絡会	11月18日	浜松
8	健康づくり研修会	静岡県給食協会	12月 8日	ZOOM
9	児童発達支援(通園)部会 施設長研修会	静岡県知的障害者福祉協会	2月25日	ZOOM
10	栄養管理研修会	公益社団法人静岡県栄養士会	2月26日	ZOOM

※富士市内で行われたものは省く。

## 第5節 そ の 他

### 1 研修受入れ状況

新型コロナウイルス感染予防のため、他施設からの研修は受け入れなかった。

### 2 学生実習受入れ状況

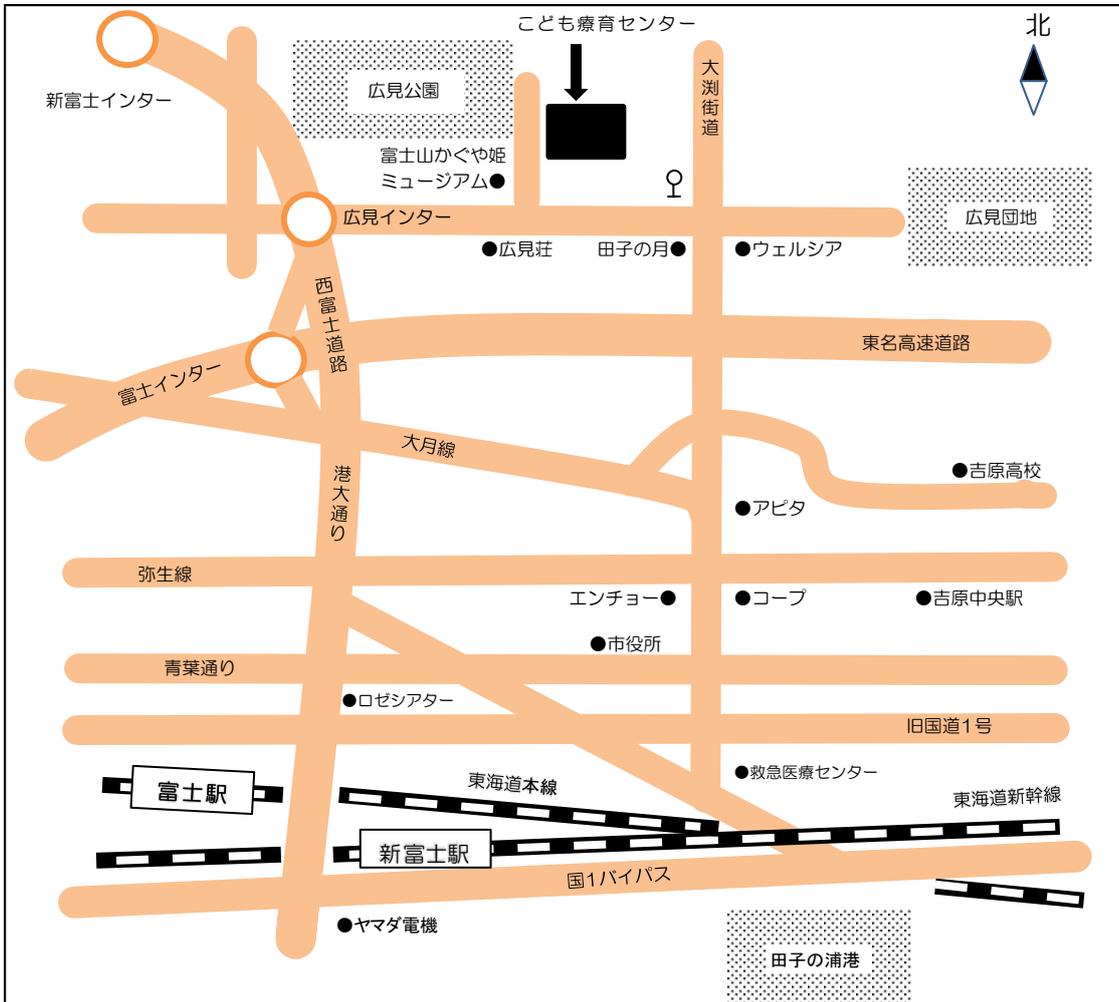
No.	期 間	実習・研修内容	人 数	対 象
1	8月24日～9月8日	保育実習	2	静岡福祉大学
2	9月4日～9月18日	保育実習	1	小田原短期大学
3	9月23日～10月6日	保育実習	2	常葉大学短期大学部
4	10月5日～10月20日	保育実習	1	静岡県立大学短期大学部
5	10月27日～11月11日	保育実習	1	沼津情報ビジネス専門学校

〈編集委員〉

管理担当統括主幹  
みはら園長  
みはら園上席指導員  
療育相談室主査  
療育相談室上席心理判定員

岩垣哲也  
綿野富美代  
金丸美幸  
石川幸  
渡邊美津代

## 交通アクセス



### 【車でお越しの方は】

JR富士駅から 5.8 km

新幹線新富士駅から 5.6 km

東名富士インター

新東名新富士インター から車で3分（西富士道路経由、広見インターで降りて北東方向）

### 【バスでお越しの方は】

吉原中央駅より、茶の木平団地行き・中野経由富士宮駅行き・曾比奈行きのいずれかに乗車し、「広見団地入口」で下車、北西に徒歩5分

富士市行政資料登録番号  
R3-9

発行 富士市立こども療育センター  
〒417-0061 富士市伝法 85 番地  
電話 (0545) 21-9480  
F A X (0545) 21-9481